

## 大阪産業大学知的財産ポリシー

制 定 平成 18 年 2 月 23 日

最近改正 平成 30 年 4 月 17 日

大阪産業大学は、独創的・実践的な学術研究と人材育成を推進し、その成果を社会との連携を通じて、学術の向上と社会の発展に貢献することを使命としている。

実学的応用研究や企業との共同研究、企業からの委託研究等、産学連携が活発に実行されるダイナミックな研究・教育環境を醸成し、知的財産の創造・保護・活用（知的創造サイクル）を基盤として社会に貢献することは本学の基本的役割の一つである。

知的財産に関する学内意識を高揚し、知的創造サイクルを組織的、戦略的に展開するために、本学における知的財産の取り扱いに対する基本的な考え方を知的財産ポリシーとして定め、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに、学術研究の進展に資する。

### 1. ポリシーの適用対象者

本学の職員、および本学との契約等に基づく研究活動に携わる研究者・学生を本ポリシーの対象者とする。

### 2. 対象となる知的財産

知的創造活動の成果である発明、考案および意匠の創作を本ポリシーの対象とし、プログラム等の著作物および成果有体物については、本ポリシーの思想を尊重しつつ、それぞれの特性に応じて取り扱う。

### 3. 権利の帰属

本学の職員等が本学の資金、施設または設備等を使用して職務として行った教育または研究により創作された知的財産に係る権利は、原則として学校法人大阪産業大学に帰属する。

ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、知的財産に係る権利をその発明者に帰属させることができる。

### 4. 権利の承継

知的財産に係る権利の本学への承継にあたっては、社会への貢献を重視しつつ、特許登録等の権利化の可能性、将来の活用可能性および本学としての戦略的重要性等の幅広い観点から判断する。

### 5. 権利の取り扱い

本学は、本学が権利を承継した知的財産について、正当な理由がない限り速やかに特許等出願を行い、原則として審査請求、中間処理等の権利化および登録後の権利維持ならびに権利活用を積極的に図る。

ただし、時々の状況に応じて、権利化・権利維持する意義等を勘案して、それらを放棄または発明者に譲与することがある。

## 6. 発明者への報奨

本学は、本学が権利を承継した知的財産の活用または譲渡によって本学が利益を得た場合には、発明者に対し、退職後も含め適切に報奨を実施する。

## 7. 知的財産の活用

本学は、本学における知的財産活動の内容を、機密保持に留意しつつ、イベント・ホームページ・企業訪問・メディアへの情報提供等を活用し、知的財産の活用に意欲的な企業の発掘に努める。また、企業等に移転した知的財産が移転先において円滑に活用されるために、単なる知的財産の提供に留まらず、本学の職員が移転先への積極的な技術指導や実用化研究に専念できる支援体制を充実する。

## 8. 共同研究等における知的財産

本学の「企業との共同研究による共同発明の取扱に関するポリシー」に基づき対応する。

## 9. 管理体制

本学は、知的創造サイクルを組織として一元的に管理し、技術移転等による社会への貢献を加速するため、知的財産管理体制を整備する。

その体制および機能については、社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう常に見直しに努める。